

10月の対応メモ（管理者・支援担当者向け）

今月のルール変更 2026年10月号。社員向けの多言語版（英・越・尼・比・ネ・緬・中+日本語）とあわせてお使いください。情報は2026年9月26日時点のものです。

1 最低賃金の改定（10月1日～12月2日に順次発効）

- 全国加重平均は **1,177円**（前年度1,121円から56円引上げ。目安制度が始まった昭和53年度以降で2番目の引上げ額）。最高は東京の1,280円、最低は宮崎の1,085円です。
- 発効日以降に働いた分から、新しい額以上の賃金が必要です。月給制の人は「月給（精皆勤手当・通勤手当・家族手当、時間外などの割増賃金、賞与などを除く）÷ 1か月平均所定労働時間」で確かめます。
- 特定技能**：最低賃金に合わせた基本賃金の増額など、賃金の変更が本人に有利な内容であれば、特定技能雇用契約の変更の届出は不要です（出入国在留管理庁）。変更後の雇用条件書は事業所で保管し、日本人と同等以上の報酬であることもあわせて確かめてください。
- 社員向け版の「あなたの職場」欄に、都道府県・新しい額・発効日を書き込んでから配ってください（印字してお届けすることもできます）。

都道府県	新時給	引上げ	発効	都道府県	新時給	引上げ	発効	都道府県	新時給	引上げ	発効
北海道	1,131円	+56	10/1	石川県	1,113円	+59	10/3	岡山県	1,104円	+57	10/2
青森県	1,090円	+61	10/29	福井県	1,112円	+59	10/4	広島県	1,141円	+56	10/11
岩手県	1,090円	+59	12/1	山梨県	1,113円	+61	11/1	山口県	1,101円	+58	10/8
宮城県	1,098円	+60	10/1	長野県	1,117円	+56	10/2	徳島県	1,103円	+57	11/1
秋田県	1,090円	+59	10/14	岐阜県	1,121円	+56	10/1	香川県	1,092円	+56	10/1
山形県	1,092円	+60	10/30	静岡県	1,154円	+57	10/15	愛媛県	1,093円	+60	11/1
福島県	1,094円	+61	10/16	愛知県	1,195円	+55	10/1	高知県	1,086円	+63	10/29
茨城県	1,136円	+62	10/18	三重県	1,143円	+56	10/1	福岡県	1,114円	+57	10/4
栃木県	1,125円	+57	10/1	滋賀県	1,136円	+56	10/3	佐賀県	1,095円	+65	11/15
群馬県	1,120円	+57	10/3	京都府	1,180円	+58	11/16	長崎県	1,087円	+56	11/2
埼玉県	1,196円	+55	10/1	大阪府	1,231円	+54	10/1	熊本県	1,092円	+58	12/1
千葉県	1,195円	+55	10/1	兵庫県	1,172円	+56	10/1	大分県	1,096円	+61	11/1
東京都	1,280円	+54	10/1	奈良県	1,107円	+56	10/4	宮崎県	1,085円	+62	10/24
神奈川県	1,279円	+54	10/1	和歌山県	1,101円	+56	10/3	鹿児島県	1,090円	+64	10/25
新潟県	1,108円	+58	10/1	鳥取県	1,090円	+60	10/3	沖縄県	1,086円	+63	12/2
富山県	1,119円	+57	10/1	島根県	1,092円	+59	10/10				

色つきの行は10月2日以降に発効する都道府県です。発効日は答申時点の予定（厚生労働省 2026年9月3日発表）。

2 在留許可の手数料の改定（10月1日～）

- 在留資格の変更・在留期間の更新の手数料は、**許可される在留期間**で決まります。永住許可は窓口で **200,000円**（改定前10,000円）です。

許可される在留期間	窓口	オンライン	+ 決済手数料
3か月以下	10,000円	10,000円	330円
3か月をこえて6か月まで	18,000円	15,000円	330円
6か月をこえて1年未満	25,000円	21,000円	330円
1年	33,000円	27,000円	330円
1年をこえて3年未満	48,000円	42,000円	330円
3年以上5年未満	64,000円	56,000円	550円
5年以上	75,000円	65,000円	550円

- 9月30日までに受け付けた申請は、許可が10月以降でも改定前の額（窓口6,000円／オンライン5,500円）です。
- 10月1日以降に受け付けたオンライン申請は、審査が終わると「@service-dgft.com」から決済リンク付きのメールが届き、コンビニ決済か銀行決済で支払います（クレジットカード・QRコード決済・収入印紙は使えません。このアドレス以外から届いた支払い案内のリンクは開かないよう、出入国在留管理庁が呼びかけています）。9月30日までに受け付けた申請は、オンラインでも従来どおり収入印紙で納めます。
- 対応**：在留期限が近い人を一覧にし、手数料をだれが負担するか（会社・本人）を決めて、本人に早めに説明しておきましょう。

3 カスハラ・求職者等へのセクハラの防止措置が義務に（10月1日～）

- すべての事業主に、カスタマーハラスメント対策（方針の明確化と周知、相談体制の整備、事後の迅速・適切な対応、抑止のための措置、プライバシー保護・不利益取扱いの禁止）が義務づけられました。就職活動中の学生など、求職者等に対するセクハラの防止措置も義務になりました。
- 外国人スタッフには、方針と相談窓口を母国語で知らせるのが確実です。→「カスハラ対策 多言語パック」
(orienkit.jp/kasuhara-taisaku/)

4 パート・アルバイトの社会保険：賃金要件（月8.8万円以上）の撤廃（10月～）

- 特定適用事業所（厚生年金の被保険者51人以上の企業等）で、週の所定労働時間が20時間以上、2か月を超えて使用される見込み、学生でない、を満たす人は加入の対象です。
- 次は2027年10月から、被保険者36人以上の企業等も対象になります。
- 対応：**外国籍の人を含むパート・アルバイトの加入判定を見直し、手取りの変化と給付（傷病手当金・年金など）を本人に説明しましょう。

5 今月やること（チェック）

- ☐ 社員向け「10月から変わること」（母国語版と日本語版）を配った・掲示した
- ☐ 「あなたの職場」欄（都道府県・最低賃金・発効日）と、社内の相談窓口を書き込んだ
- ☐ 発効日以降の給与計算で、最低賃金を下回る人がいないか確かめた（月給は時間あたりに直して）
- ☐ 在留期限が近い人に、手数料の変更と申請の段取りを個別に伝えた
- ☐ 週20時間以上のパート・アルバイトの社会保険の加入を確かめた

6 よくある質問

- 給与の締め日の途中で最低賃金が変わるときは？** 発効日以降に働いた分から、新しい最低賃金以上で計算します。発効日より前に働いた分は、前の額が基準です。
- 試用期間中や研修中の人も対象ですか？** 対象です。試用期間中の人は、都道府県労働局長の許可を受けた場合に限り、最長6か月・20%までの減額（減額の特例）ができます。社内研修中というだけでは減額できません（訓練での特例は認定職業訓練を受ける人などに限られ、これも許可が必要です）。
- 技能実習生や特定技能の人も同じ最低賃金ですか？** 同じです。最低賃金は国籍や在留資格に関係なく適用されます。特定技能は、日本人と同等以上の報酬であることも必要です。
- 在留手続きの手数料は会社が払うものですか？** 手数料は申請する本人が納めるものですが、会社が負担することもできます。どちらにするかを社内で決めて、本人に説明しておきましょう。

11月号の予定（10月下旬にお届け）：年末調整の準備（国外に住む家族を扶養に入れるときの書類など）ほか。社員向けは今月と同じ8言語です。

出典：厚生労働省「全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました」（2026年9月3日）・「令和8年度 地域別最低賃金 答申状況」／出入国在留管理庁「令和8年10月1日付け在留許可手数料の額の改定等について」「オンライン申請における手数料額及び手数料納付方法について」「特定技能雇用契約の変更届出が不要となる場合の取扱いについて」／日本年金機構「短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大」／厚生労働省・都道府県労働局「令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます」。個別の判断は、労働基準監督署・都道府県労働局・地方出入国在留管理局・年金事務所または専門家にご確認ください。